

守成クラブつくば学園会場規約

Vol. 1 . 0

施工日：令和7年1月1日

第1章 総 規

第1条 (名称)

本会は、守成クラブつくば学園会場と称する。

第2条 (目的)

本会は、単なる異業種交流とは違い「商売繁盛」を前面に打ち出し、「本音で自社をPRし互いに商売（実利）に徹して売り上げを伸ばす」ことを第一の目的とする。

第2章 会 員

第1条 (会員の資格)

本会の会員となる資格は、議決権のある法人経営者、法人の「代表取締役」と個人事業の「代表」またはそれに準ずるものとする。

第2条 (資格の取得)

本会に入会を希望するものは、会員からの紹介を要し、また、1業種（※別紙）につき2社までとする。

第3条 (資格の種類)

・ゲスト

会員からの紹介で参加する未入会員を指す。なお、ゲスト参加は1回のみとする。

・準会員

会員からの紹介で入会し、1名以上のゲストを紹介し入会させていない会員を指す。なお、準会員は原則として他会場への参加を不可とする。

・正会員

会員からの紹介で入会し、ゲスト1名以上を入会させた会員を指す。

第4条 (資格の喪失)

次に挙げる各項に該当する行為があった場合、世話人会議の過半数以上の賛成を以って資格の喪失とする。

- 1) 年会費を払わず3か月の期間が経過したとき。
- 2) 本会の名誉を汚し、または信用を著しく喪失させる行為があったとき。
- 3) 本会の規約に著しく反する行為があったとき。
- 4) 例会の参加率が25%に達しなかったとき。
- 5) 会員の資格を満たさなくなったとき。

第5条 (会費)

守成クラブ本部が定めた金額に準ずる。

第3章 役 員

第1条 (役職)

- 1) 本会は、次に挙げる役職をおく。

代表	1名
副代表	3名以内
事務局	1名

会計 1名以内

世話人 会員数の20%以内（※年度末数）

2) 副代表、事務局、会計、監査は、会員の中から代表が任命する。

3) 世話人は世話人会議にて選出する。

第2条（役職の任期）

1) 役職の任期は毎年1月1日～12月31日までとする。

2) 役員の任期は1年とし、原則最長3年とする。

3) 役職に欠員が生じたときは補充する。但し、補充役職の任期は前任者の
残任期間とする。

第3条（役職者の職務）

1) 代表は、本会を代表し、これを統括する。

2) 副代表は、代表を補佐し、代表不在のときはその職務を代行する。

3) 事務局は、本部との連絡係とし、会の運営をサポートする。なお、会計が
不在の場合は会計を兼任する。

4) 会計は、本会の会計に係る業務全般を責務とする。

5) 世話人は、例会の円滑な運営に努め、会員のサポート、その他本会の運営
全般を円滑に進める事を責務とする。

第4章 定例会

第1条（例会）

1) 本会は、月に1回定例会を開催する。

2) 本会は、月に1回世話人会議を開催する。

第2条（世話人会議）

1) 世話人会議は代表、副代表、事務局、会計および世話人をもって構成する。

2) 世話人は、会議に必要な議題を定例会に合わせて作成する。

3) 代表が必要と認めたときは、世話人以外のものを出席させ発言させること
ができる。

第3条（世話人会議の機能）

世話人会議は決定機関であり、本会の会務の執行は本規約および世話人会議
の決定によるものとする。

第5章 経 理

第1条（予算）

本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

第2条（経費）

本会の経費は、次の各項をもってこれにあてる。

1) 会員の会費の一部

2) その他の収入金

第3条（会計年度）

本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第4条 (監査)

本会の会計処理が適切になされているかどうかを毎年1回以上、監査しなければならない。

第6章 慶弔規定

第1条 (慶事・弔事)

正会員の慶事、弔事についての金額は以下の通りとする。

1) 会員の結婚 10,000円

2) 弔慰金

会員の死亡の場合 10,000円

配偶者の死亡の場合 5,000円

直系父母、子の死亡の場合 5,000円

3) 会員の店舗などの新規開店等 祝い花 1基

※3) については会員からの告知をもって執行部手配とする。

第7章 雑 則

第1条 (規約の改正)

この規約の改正は、世話人の4分の3以上の賛成を得なければならない。

付 則 この規約は令和7年1月1日から施行する。

代表

富島 純一



副代表

藤井 恵子



副代表

長妻 央記



副代表



事務局

佐野 崇司



